

道路法施行規則の一部を改正する省令案

1. 背景

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」にて、関係者間におけるリスク情報の共有のあり方等について議論されており、道路管理者と道路占有者との連携強化が求められている。

現行法上、道路占有者は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条の 8 に基づき、国土交通省令に定める基準に従い、占有物件の維持管理をしなければならないこととされているが、当該基準（道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号。以下「規則」という。）第 4 条の 5 の 5）には、点検結果の共有方法等に関して具体的な定めはない。

直轄国道においては、「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年 5 月 30 日）」により、占有物件の占有期間満了に伴う更新時等における道路占有者による書面の提出等をもって、道路管理者は、占有物件の安全性について確認を行っている。一方で、地方公共団体が管理する道路については、国と同様の取組を実施している都道府県は全体の約 6 割、市町村は約 2 割にとどまっており、占有物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にある。

また、今般の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、本年 4 月より、各都道府県において、道路管理者と道路占有者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占有物連絡会議の設置が進められており、占有物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、こうした取組をさらに進める必要がある。

2. 概要

規則第 4 条の 5 の 5 を改正し、道路管理者が占有物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、以下の 2 点を占有物件の維持管理の基準として位置づけることとする。

- 道路占有者は、占有物件の区分ごとに定める時期（電柱、電線及び地下管路等にあつては、占有の期間の更新時及び 5 年に 1 回、それ以外の占有物件にあつては占有の期間の更新時）に、道路管理者に対して占有物件の安全性を確認した旨を報告すること
- 電柱、電線及び地下管路等の占有者にあつては、道路管理者（法第 28 条の 2 第 1 項に規定する協議会等が組織されている場合には、当該協議会等）が定める期間ごとに、点検の実施状況や結果等の占有物件の維持管理の状況に関する事項について報告を行うこと

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 7 月上旬
施 行：令和 8 年 4 月 1 日